

別記第14号様式（第55条関係）

(表)

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
| 9 cm   |                                 |
| 第 号  |                                 |
| 緑化検査身分証明書  |                                 |
| 所 属  |                                 |
| 職 名  |                                 |
| 氏 名  |                                 |
| 年 月 日生   |                                 |
| この証明書を携帯する者は、京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)第61条第2項の規定により立入検査等を行う職員である。 |                                 |
| 年 月 日交付  | 写<br>真<br>は<br>り<br>付<br>け<br>欄 |
| 京都府知事  | 印                               |
|  | 6 cm                            |

(裏)

|   |
|---|
| 京都府地球温暖化対策条例(抜粋)  |
| (報告又は資料の提出等)  |
| 第61条 略  |
| 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定緑化建築物等に立ち入り、特定緑化建築物等の緑化の状況を検査させることができる。                             |
| 3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。                                       |
| (勧告)  |
| 第62条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。  |
| (1)～(6) 略   |
| (7) 前条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者   |
| (公表)  |
| 第63条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。                         |
| 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。 |